

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成29年10月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	15件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	15件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700153号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700136号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は11万8,000円、平成15年12月18日は15万6,000円、平成16年12月21日は18万6,000円、平成17年7月15日は22万7,000円、平成17年12月20日は23万4,000円、平成18年12月20日は29万2,000円、平成21年7月24日は23万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年7月  
⑤ 平成17年12月  
⑥ 平成18年12月  
⑦ 平成21年7月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者のB金融機関ファームバンキングサービスデータ伝

送受付明細表、請求者から提出された賞与明細書及び金融機関から提出された取引推移一覧表並びに複数の同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①は 11 万 8,000 円、請求期間②は 15 万 6,000 円、請求期間③は 18 万 6,000 円、請求期間④は 22 万 7,000 円、請求期間⑤は 23 万 4,000 円、請求期間⑥は 29 万 2,000 円、請求期間⑦は 23 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上述のB金融機関ファームバンキングサービスデータ伝送受付明細表及び取引推移一覧表並びに複数の同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成 15 年 8 月 5 日、請求期間②は平成 15 年 12 月 18 日、請求期間③は平成 16 年 12 月 21 日、請求期間④は平成 17 年 7 月 15 日、請求期間⑤は平成 17 年 12 月 20 日、請求期間⑥は平成 18 年 12 月 20 日、請求期間⑦は平成 21 年 7 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 7 月 15 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 21 年 7 月 24 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700163号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700137号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月21日は15万5,000円、平成17年7月15日は15万3,000円、平成17年12月20日は15万7,000円、平成18年12月20日は21万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月  
④ 平成18年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された預金取引明細表及び同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は15万5,000円、請求期間②は15万3,000円、請求期間③は15万7,000円、請求期間④は21万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の預金取引明細表により、請求期間①は平成16年12月21日、請求期間②は平成17年7月15日、請求期間③は平成17年12月20日、請求期間④は平成18年12月20日とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700151号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700138号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は15万円、平成15年12月18日は16万7,000円、平成16年12月21日は16万6,000円、平成17年7月15日は19万2,000円、平成17年12月20日は21万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日及び平成17年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日及び平成17年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月5日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年12月21日  
④ 平成17年7月15日  
⑤ 平成17年12月20日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、賞与の記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された金融機関の普通預金異動明細表並びに同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は15万円、請求期間②は16万7,000円、請求期間③は16万6,000円、請求期間④は19万2,000円、請求期間⑤は21万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険

料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 7 月 15 日及び平成 17 年 12 月 20 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700195号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700139号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は22万4,000円、平成15年12月18日は25万9,000円、平成16年12月21日は25万3,000円、平成17年7月15日は28万1,000円、平成17年12月20日は31万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日及び平成17年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日及び平成17年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月  
④ 平成17年7月  
⑤ 平成17年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

金融機関から提出された普通預金異動明細表及び同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書並びに賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は22万4,000円、請求期間②は25万9,000円、請求期間③は25万3,000円、請求期間④は28万1,000円、請求期間⑤は31万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を

事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の普通預金異動明細表により、請求期間①は平成15年8月5日、請求期間②は平成15年12月18日、請求期間③は平成16年12月21日、請求期間④は平成17年7月15日、請求期間⑤は平成17年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日及び平成17年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700070号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700141号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日の標準賞与額を31万9,000円、平成25年7月31日の標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①に32万5,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額31万9,000円に見合う厚生年金保険料(2万6,669円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認でき、請求期間②に32万6,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額32万円に見合う厚生年金保険料(2万6,752円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 31 万 9,000 円、請求期間②は 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700071号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700142号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日の標準賞与額を49万円、平成25年12月20日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年12月20日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から50万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額49万円に見合う厚生年金保険料(4万1,030円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上述の賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、49万円とすることが必要

である。

請求期間②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から50万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（4万2,800円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月21日及び平成25年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月21日及び平成25年12月20日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700072号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700143号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日  
② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①及び②のそれぞれに18万3,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、いずれの期間も標準賞与額18万円に見合う厚生年金保険料(1万5,017円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の

賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月21日及び平成25年7月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月21日及び平成25年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700074号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700144号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日の標準賞与額を24万4,000円、平成25年7月31日の標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日  
② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①に24万9,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額24万4,000円に見合う厚生年金保険料(2万433円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認でき、請求期間②に25万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額24万5,000円に見合う厚生年金保険料(2万515円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 24 万 4,000 円、請求期間②は 24 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700075号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700145号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①及び②のそれぞれに17万7,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、いずれの期間も標準賞与額17万4,000円に見合う厚生年金保険料(1万4,525円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の

賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月21日及び平成25年7月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月21日及び平成25年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700076号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700146号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額を23万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①及び②のそれぞれに24万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、いずれの期間も標準賞与額23万7,000円に見合う厚生年金保険料(1万9,859円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の

賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月21日及び平成25年7月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月21日及び平成25年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700077号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700147号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日の標準賞与額を25万円、平成25年7月31日の標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①に25万5,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額25万円に見合う厚生年金保険料(2万925円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認でき、請求期間②に25万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額24万5,000円に見合う厚生年金保険料(2万515円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 25 万円、請求期間②は 24 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700078号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700148号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日の標準賞与額を11万9,000円、平成25年7月31日の標準賞与額を13万1,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日  
② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①に12万1,000円の標準賞与額に見合う賞与が支払われ、標準賞与額11万9,000円に見合う厚生年金保険料(9,929円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認でき、請求期間②に13万3,000円の標準賞与額に見合う賞与が支払われ、標準賞与額13万1,000円に見合う厚生年金保険料(1万914円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 11 万 9,000 円、請求期間②は 13 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700079号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700149号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額を4万8,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①及び②のそれぞれに4万9,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、いずれの期間も標準賞与額4万8,000円に見合う厚生年金保険料(4,021円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の

賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月21日及び平成25年7月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月21日及び平成25年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700080号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700150号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日の標準賞与額を18万円、平成25年7月31日の標準賞与額を17万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①に18万3,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額18万円に見合う厚生年金保険料(1万5,017円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認でき、請求期間②に18万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、標準賞与額17万7,000円に見合う厚生年金保険料(1万4,771円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の賞与明細一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 18 万円、請求期間②は 17 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 21 日及び平成 25 年 7 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700081号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700151号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額を11万9,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月21日及び平成25年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年7月31日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①及び②のそれぞれに12万1,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、いずれの期間も標準賞与額11万9,000円に見合う厚生年金保険料(9,929円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の

賞与明細一覧表により認められる厚生年金保険料控除額から、11万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月21日及び平成25年7月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年12月21日及び平成25年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700069号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700140号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月21日

② 平成25年12月20日

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細一覧表により、請求者は、同社から請求期間①及び②に50万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、請求期間①は標準賞与額49万円に見合う厚生年金保険料(4万1,030円)を事業主により賞与から控除され、請求期間②は50万円に見合う厚生年金保険料(4万2,800円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者は、A社の事業主の妻であり、商業登記簿謄本によれば、請求者が請求期間①及び②において、同社の監査役であることが確認できる上、請求者は、同社において経理・総務部長の役職に就いていたと回答等している。

また、A社の事業主は、社会保険事務を請求者に任せていた旨陳述しているところ、請求者は、厚生年金保険に係る届出等の社会保険事務及び経理事務を自身が行っていたとしており、年金事務所から送付される標準賞与額決定通知書及び

保険料納入告知書の管理も行っていた旨陳述していることから、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与支払届を年金事務所に提出することを失念したとしても、その後、当該期間に係る標準賞与額決定通知書を受領していないこと、及び保険料の納入告知額に当該期間の賞与に係る保険料が反映されていないことなどにより、当該期間の賞与支払届が年金事務所に提出されておらず、保険料を納付していないことを知り得る状態であったと考えられる。

これらのことから、本件訂正請求は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「特例対象者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると判断されることから、請求期間①及び②については、厚生年金特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700185号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1700004号

## 第1 結論

昭和39年8月1日から昭和44年3月23日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和20年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年8月1日から昭和44年3月23日まで  
年金記録によると、請求期間については脱退手当金が支給された記録となっている。

しかし、脱退手当金の手続をした記憶はなく、受給した記憶もないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、オンライン記録においても請求期間については脱退手当金の支給に係る記録が確認できるところ、その支給額は、法定支給額と一致し、計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約2か月後の昭和44年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

一方、請求者は、脱退手当金が支給決定されたとする昭和44年5月31日には、婚姻により姓が変わっていること、A社に勤務していた当時はB市の実家に住んでいたが、昭和44年1月からは有給休暇を取得してC市に住んでおり、実家に帰るのは盆と正月だけであったこと及び当時は脱退手当金を受け取るための自己名義の預金口座を持っていなかったことを理由として、脱退手当金の請求及び受給をすることができない状況であった旨主張しているほか、請求者が所持する昭和61年\*月\*日付けのD社会保険事務所(当時)からの「厚生年金保険被保険者期間について(回答)」には、請求期間が厚生年金保険被保険者期間として記載されており、脱退手当金の支給済期間としての記載がされていないことから、請求期間を脱退手当金の支給済期間とするオンライン記録が誤っていると主張している。

しかしながら、請求期間に係る請求者の被保険者資格喪失年月日は昭和 44 年 3 月 23 日、請求者の婚姻年月日は資格喪失後の昭和 44 年 4 月 \* 日、脱退手当金の支給決定日は昭和 44 年 5 月 31 日であるところ、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票には氏名変更された形跡がなく、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、昭和 48 年 5 月 18 日に氏名変更が記録されているため、請求者の脱退手当金の請求は婚姻前に旧姓によりなされたと考えられること、脱退手当金の請求は、郵送による手続が可能であったこと、脱退手当金の受給についても隔地払の制度により、預金口座がなくとも、住所地の近隣の金融機関において受給が可能であったことから、請求者が脱退手当金を請求及び受給できない状況であったとまでは言えない。

また、請求者は、上述のとおり「厚生年金保険被保険者期間について（回答）」には、請求期間が脱退手当金の支給済期間としての記載がされていないため、支給済期間となっているオンライン記録が誤りであると主張しているものの、昭和 61 年 \* 月 \* 日付けの当該回答をもって、昭和 44 年当時の請求者の脱退手当金の支給に係る一連の事務処理及びオンライン記録に不自然な点があるとは言えず、脱退手当金の支給事実が疑われる事情とはならない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、請求期間の前に E 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、当該被保険者期間と請求期間は別の被保険者台帳記号番号で管理されており、同社の厚生年金保険被保険者記録が脱退手当金の計算の対象とされていないことをもって不自然な請求であるとまでは言えない。